

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませので、
御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年10月27日から 令和7年11月28日まで	別紙のとおり (岡崎支局管内)	土地区画整理事業

別 紙

岡崎市池金町字池田、字下池田、字中外田の各一部

岡崎市舞木町字雁金、字明治、字金森、字片山、字大正、字椎ノ木の各一部

岡崎市本宿町字西片山の一部